2　法第99条第６項又は第125条の規定による専従職員である組合員に係る職員団体又は組合職員である組合員に係る組合が負担すべき負担金（長期給付に係るものを除く。）の額は、次の表に掲げる組合員の種別に応じてそれぞれ当該組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に同表に掲げる負担金率（介護保険第２号被保険者の資格を有しない組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る負担金率を除く。）を乗じて得た額とする。

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	45.96/1,000	1.27/1,000	13.11/1,000
短期組合員	45.96/1,000	1.27/1,000	13.11/1,000

3　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前２項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「45.96/1,000」とあるのは「1.03/1,000」とする。

［４・５　略］

別表

支部名	支部長	支部が管轄する機関	支部所在地
厚生労働本省支部	［略］	厚生労働本省（中央労働委員会（地方事務所を除く。）並びに独立行政法人労働者健康安全機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所及び国立健康危機管理研究機構を含む。） 内部部局 大臣官房 医政局 健康・生活衛生局 医薬局 労働基準局 職業安定局 雇用環境・均等局 社会・援護局 老健局 保険局 年金局 人材開発統括官 政策統括官 中央労働委員会（地方事務所を除く。）	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

2　法第99条第６項又は第125条の規定による専従職員である組合員に係る職員団体又は組合職員である組合員に係る組合が負担すべき負担金（長期給付に係るものを除く。）の額は、次の表に掲げる組合員の種別に応じてそれぞれ当該組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に同表に掲げる負担金率（介護保険第２号被保険者の資格を有しない組合員にあっては、同表に掲げる介護納付金に係る負担金率を除く。）を乗じて得た額とする。

組合員の種別	職員団体又は組合の負担金率		
	短期給付	福祉事業	介護納付金
長期組合員	45.96/1,000	1.27/1,000	8.79/1,000
短期組合員	45.96/1,000	1.27/1,000	8.79/1,000

3　法第２条第１項第２号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前２項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「45.96/1,000」とあるのは「1.22/1,000」とする。

［４・５　同左］

別表

支部名	支部長	支部が管轄する機関	支部所在地
厚生労働本省支部	［同左］	厚生労働本省（中央労働委員会（地方事務所を除く。）、独立行政法人労働者健康安全機構を含む。） 内部部局 大臣官房 医政局 健康・生活衛生局 医薬局 労働基準局 職業安定局 雇用環境・均等局 社会・援護局 老健局 保険局 年金局 人材開発統括官 政策統括官 中央労働委員会（地方事務所を除く。）	［同左］
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］